



内閣感染症
危機管理統括庁

ワンヘルスに関する政府の取組み

令和6年11月

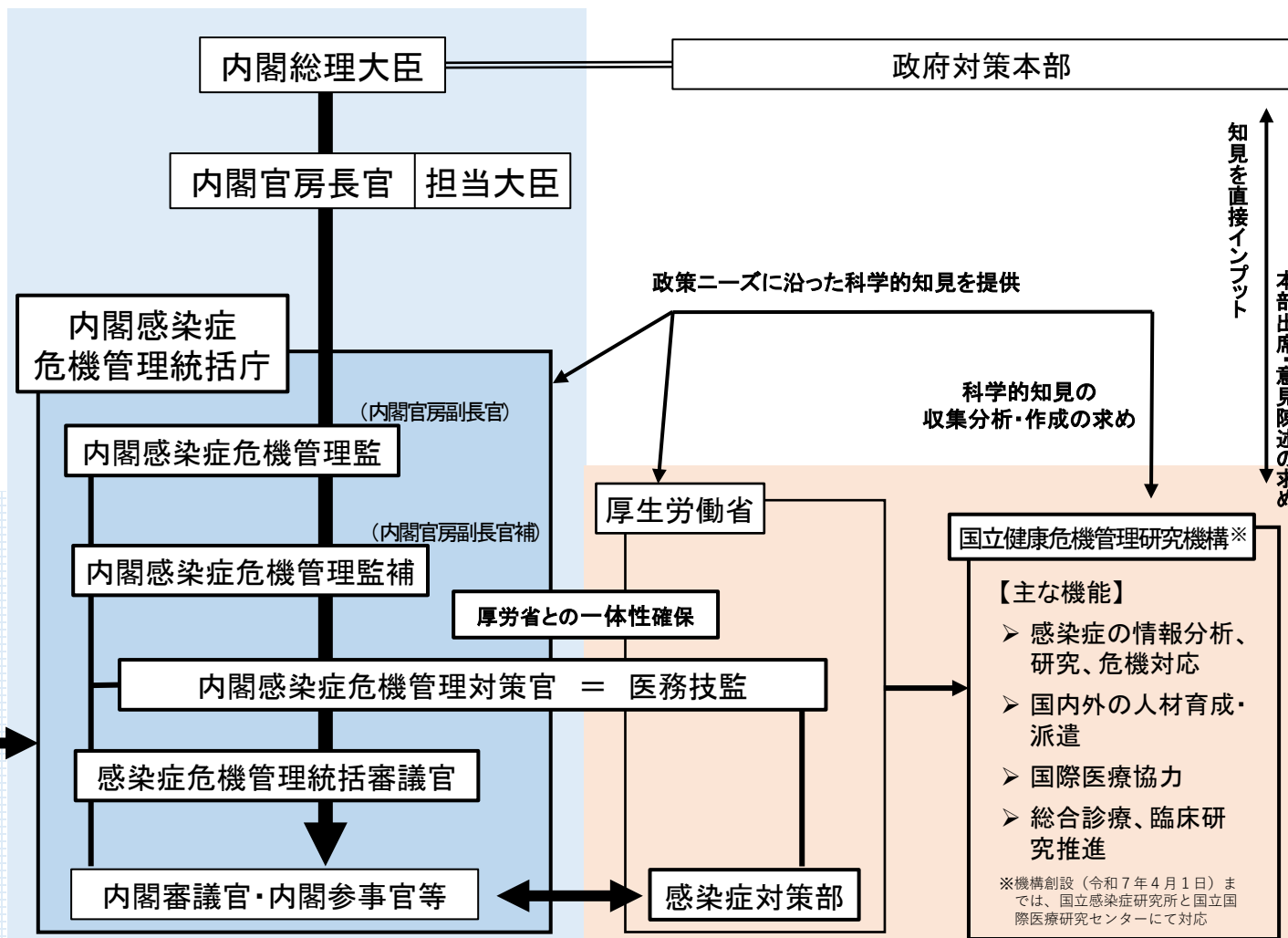
- ① **内閣感染症危機管理統括庁の組織と役割**
- ② **新型インフルエンザ等対策政府行動計画**
- ③ **薬剤耐性（AMR）対策**
- ④ **国際的に脅威となる感染症対策の強化**

- ① **内閣感染症危機管理統括庁の組織と役割**
- ② 新型インフルエンザ等対策政府行動計画
- ③ 薬剤耐性（AMR）対策
- ④ 国際的に脅威となる感染症対策の強化

内閣感染症危機管理統括庁を中心とした司令塔機能の強化

○ 感染症危機への対応に係る司令塔機能を強化し、次の感染症危機に迅速・的確に対応できる体制を整えるため、内閣法を改正し、内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁を設置（設置日：令和5年9月1日）

★統括庁が総理・長官を直接支えて、感染症対応の方針の企画立案、各省の総合調整を一元的に所掌



内閣危機管理監

★感染症に係る危機管理は、統括庁が一元的に所掌し、実施。

※内閣危機管理監は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理について、統括庁に協力

協力

★医務技監を結節点として、感染症対策部や、国立健康危機管理研究機構の専門的知見の提供を確保

感染症の種類と統括庁の役割

統括庁の役割

国民の生活、経済に影響を及ぼす様々な種類の感染症に対し、関係府省庁や関係機関等と連携し、平時からの準備・対策を万全にしていく。

感染症の例	発生頻度	影響
新型インフルエンザ 新型コロナ 等	数年～数十年に1度	1918-1920年スペイン風邪での死亡者数：38万人*1 2002-2003年SARSでの死亡者数：774人（全世界）*2 2009年新型インフルエンザの死亡者数：200名程度*3 2019-2023年新型コロナの死亡者数：75,000名程度*4
エボラ マールブルグ 等	国内未発生	エボラの致死率は25～90%*5 マールブルグの致死率は24～88%*6
AMR感染症 （薬剤耐性結核等）	将来発生する恐れ	何も対策を講じない場合2050年には 1,000万人が死亡と推計*7

1 内務省衛生局「流行性感冒」（昭和2年（1927年）3月再版）

2 国立感染症研究所HP（<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansenshoanashi/414-sars-intro.html>）より

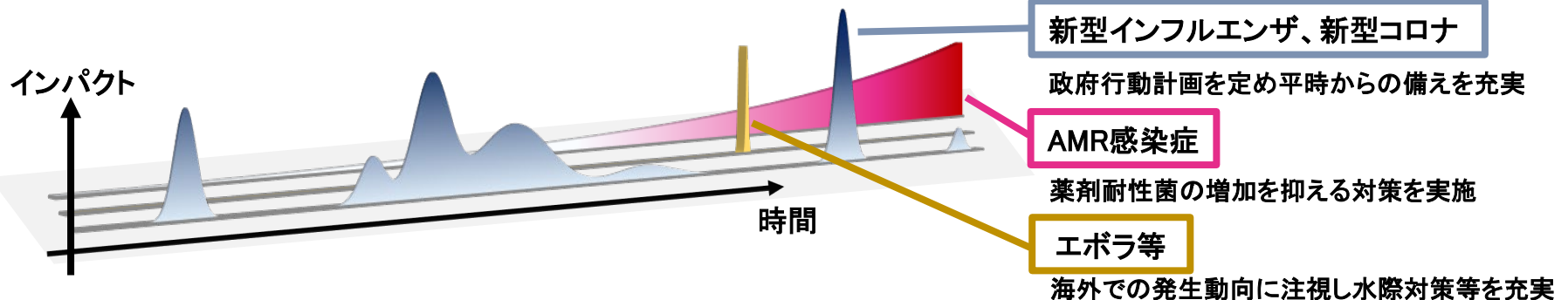
3 厚労省プレスリリース（<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/infuenza/houdou/2010/10/dl/infuh1104-01.pdf>）より

4 2023年5月まで累計。厚労省HP（<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/open-data.html>）より

5 WHO HP（<https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/ebola-virus-disease>）より

6 WHO HP（<https://www.who.int/en/news-room/fact-sheets/detail/marburg-virus-disease>）より

7 Jim O'Neill, "The Review on Antimicrobial Resistance. Tackling Drug-Resistant Infections Globally: Final Report and Recommendations." May 2016



- ① 内閣感染症危機管理統括庁の組織と役割
- ② **新型インフルエンザ等対策政府行動計画**
- ③ 薬剤耐性（AMR）対策
- ④ 国際的に脅威となる感染症対策の強化

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の概要 ①

- **新型インフルエンザ等対策政府行動計画**は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、2013年に策定**（2017年に一部改定）
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、**初めて政府行動計画を抜本的に改正**（令和6年7月2日閣議決定）
「内閣感染症危機管理統括庁」や「国立健康危機管理研究機構（JIHS）」の設置や、
国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化、医療機関等との平時の協定締結による準備体制の確立等の制度改正も反映し、**新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応**できる社会を目指す
- 次の感染症危機においては、**本政府行動計画を参考に**、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、**基本的対処方針を速やかに作成**し、対応

1. 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際もできない」
国や地方公共団体等の関係機関において、**平時から実効性のある訓練を定期的**に実施し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。**感染症発生時の医療・検査の体制立上げ**を迅速に行う体制を確保
- **国と地方公共団体等、JIHSと地方衛生研究所等との間の連携体制**やネットワークの構築

2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
 - 6項目だった対策項目を**13項目に拡充**。内容を精緻化
 - 特に**水際対策や検査、ワクチン等**の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めた**リスクコミュニケーションの在り方等**を整理
 - 5つの横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化
- ※ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に**、**中長期的に複数の波が来ることも想定**して対策を整理
 - 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**柔軟かつ機動的に対策を切替え**
- ※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、**国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備**
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

5. 実効性確保のための取組

- 政府行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を**毎年度フォローアップ**※
 - 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、**おおむね6年ごとに改定**
- ※特に検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等は見える化

各論13項目の概要

①実施体制

- ・国、地方公共団体、JIHS、研究機関、医療機関等の**多様な主体が相互に連携し、国際的にも協調**することにより、実効的な対策を講ずる体制を確保
- ・平時における**人材確保・育成や実践的な訓練**による対応力強化、有事には**政府対策本部**を中心に**基本的対処方針に基づき**的確な政策判断・実行

⑤水際対策

- ・国内への**新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピード**をできる限り遅らせるため、**検査措置の強化や入国制限等の水際対策**を総合的に実施
- ・病原体の性状等を踏まえ、**対策の有効性、実行可能性、国民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し**、実施すべき水際対策を選択・決定
- ・状況の進展に応じ、**対策の縮小・中止等見直しを実施**

⑧医療

- ・医療の提供は、**健康被害を最小限にとどめる**ために不可欠、かつ社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる
- ・平時から、予防計画及び医療計画に基づき、**都道府県と医療機関の間で医療措置協定を締結**することを通じて、感染症医療を提供できる体制を整備
- ・感染症危機には、**通常医療との両立を念頭に置きつつ**、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に**柔軟かつ機動的に対応**

⑪保健

- ・有事において**地域の実情に応じた効果的な対策を実施**して、住民の生命と健康を保護する
- ・都道府県等は、保健所や地方衛生研究所等において、**検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、療養先の調整、移送、健康観察、生活支援等を実施**
- ・平時から、業務負荷の急増に備え、**有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化・省力化を行う**

②情報収集・分析 ③サーベイランス

- ・サーベイランス及び情報収集・分析の体制構築やDXの推進を通じた、**平時からの効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析の実施**
- ・感染症対策の判断に際した、**感染症、医療の状況の包括的なリスク評価、国民生活及び国民経済の状況の考慮**

⑥まん延防止

- ・医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、**感染拡大のスピードやピークを抑制**
- ・医療ひっ迫時には**まん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む必要な措置を適時適切に実施**
- ・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて**対策の縮小・中止を機動的に実施**

⑨治療薬・治療法

- ・重点感染症を対象とした治療薬の研究開発を平時から推進し、**研究開発の基盤を強化**
- ・有事に治療薬を確保し、治療法を確立するため、研究開発、臨床試験、薬事承認、製造、流通、投与、予後の情報収集及び対応までを含む**一貫した対策・支援**を実施

⑫物資

- ・感染症対策物資等*が不足する場合、**検査、医療、検査等の実施等が滞る可能性**
- ・平時の備蓄や有事の生産要請等により、医療機関を始めとした必要な機関に**感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成**

*医薬品、医療機器、個人防護具等

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、情報の錯綜、**偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布**のおそれ
- ・感染症対策を効果的に行うため、**可能な限り双方向のコミュニケーション**を行い、**リスク情報とその見方の共有**等を行い、**国民等が適切に判断・行動**
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、**リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等**

⑦ワクチン

- ・「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、**重点感染症を対象としたワクチンの研究開発**を平時から推進し、**研究開発の基盤を強化**
- ・有事に国内外で開発されたワクチンを確保し迅速に接種を進めるための体制整備を行う
- ・**予防接種事務のデジタル化やリスコミ**を推進

⑩検査

- ・必要な者に適時の検査を実施することで、**患者の早期発見、流行状況の的確な把握等**を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えを行う
- ・**平時には機器や資材の確保**、発生直後より**早期の検査立上げ**、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う

⑬国民生活・国民経済

- ・感染症危機時には**国民生活及び社会経済活動に大きな影響**が及ぶ可能性
- ・平時に**事業継続等のために必要な準備**を行い、有事に安定化を図ることが重要
- ・**国等は影響緩和のため必要な対策・支援***を行う

*生活関連物資等の安定供給の呼び掛け、まん延防止措置等の心身への影響を考慮した対策、生活支援を要する者への支援等

横断的な5つの視点

I. 人材育成

平時から中長期的な視野による感染症危機管理人材の育成が重要

- ・ 専門家養成コース(FETP、IDES養成プログラム)等の活用による **専門性の高い人材の育成**
- ・ **感染症危機管理人材の裾野を広げる取組**として、より幅広い対象(危機管理部門、広報部門等)に **訓練・研修を実施**
- ・ **地域**での人材の確保・育成
地域の対策のリーダーシップの担い手や感染症対策の中核となる保健所職員等

II. 国と地方公共団体との連携

感染症危機対応では、**国と地方公共団体の適切な役割分担**が重要

(国：基本的方針の策定、地方公共団体：感染症法・特措法等に基づく実務)

- ・ 感染症に関するデータや情報の円滑な共有・分析等のため
平時から **国と地方公共団体等の連携体制・ネットワーク構築**
- ・ 国から地方公共団体への **情報発信の工夫**により、地方公共団体から住民・事業者等へ適切な情報提供
- ・ 平時から **意見交換・訓練**を実施し、連携体制を不断に強化

III. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要

- ・ 国と地方、行政と医療機関の **情報収集・共有・分析基盤の整備**
- ・ 保健所や医療機関等の **事務負担軽減**による対応能力の強化
- ・ **予防接種事務のデジタル化・標準化**による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等の医療DXの推進
- ・ 将来的に、電子カルテと発生届の連携、臨床情報の **研究開発への活用**

IV. 研究開発への支援

危機対応の初期段階から研究開発・臨床研究等を推進し、**ワクチン・診断薬・治療薬の早期実用化**につなげることが重要

- ・ **平時から**、有事におけるワクチン・診断薬・治療薬の開発につながるよう、**医療機関、研究機関、製薬企業等の連携を推進**し、**企業等の研究開発を支援**
- ・ 初期段階から国が中心となり、**疫学・臨床情報等を収集**関係機関での臨床研究・研究開発に**活用**

V. 国際的な連携

感染症危機は国境を越えてグローバルに広がることから、対応に当たっては**国際的な連携が不可欠**

- ・ **国際機関**や諸外国の**政府、研究機関等と連携**
- ・ こうした連携を通じ、
 - ・ 平時の情報収集(新興感染症等の発生動向把握や初発事例の探知)
 - ・ 有事の情報収集(機動的な水際対策の実施、研究開発への活用)を行う

ワンヘルス・アプローチに関する記載

P15 感染症危機を取り巻く環境

P60 第1章 実施体制 第1節 準備期 1-6 国際的な連携体制の整備・強化

新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等
第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには2020年以降新型コロナウイルスが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれと直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ¹⁰の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

10 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

実施体制（準備期）

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制
第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、政府一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

（2）所要の対応
1-6. 国際的な連携体制の整備・強化

⑧ 国は、野生動物や家きん等に由来する新型インフルエンザ等の発生を予防するため、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、国際的な人獣共通感染症の予防・防疫に係る取組等を推進する。（外務省、厚生労働省、農林水産省、環境省）

新型インフルエンザ等対策政府行動計画

令和6年7月2日

- ① 内閣感染症危機管理統括庁の組織と役割
- ② 新型インフルエンザ等対策政府行動計画
- ③ **薬剤耐性（AMR）対策**
- ④ 国際的に脅威となる感染症対策の強化

薬剤耐性(AMR)とは

- 「薬剤耐性(AMR)」とは、特定の種類の抗菌薬や抗ウイルス薬等の抗微生物剤が効きにくくなる、又は効かなくなることをいう。
- 「薬剤耐性(AMR)」を持った菌やウイルスが増えると、従来の薬が効かなくなることから、感染症の治療が困難になり重症化・死亡に至る可能性が高まる。
- 1980年代以降、人に対する抗微生物薬の不適切な使用等を背景として、薬剤耐性菌が世界中で増加。
- 何も対策を取らない場合、薬剤耐性による全世界の死者数は、2050年に年間1,000万人¹に及ぶ可能性。²

¹ 現在のがんによる死者数を超える。なお、年間GDPは2017年比で3.8%減少(2008年の金融危機と同程度の影響)する可能性。

² World Bank, “Drug-resistant infections: a threat to our economic future: final report”, May 2017

薬剤耐性菌の発生をできるだけ抑えるため、世界的な対応が求められている

AMRアクションプランとは

- 2015年5月の世界保健機関(WHO)総会で「薬剤耐性(AMR)に関するグローバル・アクション・プラン」が採択され、加盟各国に自国のアクションプランの策定が求められた。
- 我が国では、2016年4月5日に「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2016-2020)」を策定し、2023年4月7日³に新たな5か年計画として「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2023-2027)」⁴を策定。

³ 新型コロナウイルス感染症まん延の影響により、「薬剤耐性(AMR)対策アクションプラン(2016-2020)」の計画期間を2022年度末まで延長。

⁴ 以下「AMRアクションプラン」という。

- AMRアクションプランは、薬剤耐性(AMR)に起因する感染症による疾病負荷のない世界の実現を目指し、薬剤耐性(AMR)の発生をできる限り抑えるとともに、薬剤耐性微生物による感染症のまん延を防止するための対策をまとめたものである。
- AMRアクションプランに従い、毎年、「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係府省連絡会議」の枠組みで各戦略、各取組等の達成状況のフォローアップを行っている。

AMRアクションプランの6つの目標

AMRアクションプランの6つの目標

○ AMRアクションプランでは、関係省庁、関係機関等の関係者がヒト、動物等の垣根を越えた世界規模での取組（ワンヘルス・アプローチ）の視点に立ち、協働して集中的に、以下の6分野の目標に基づいた対策を実施している。

1	普及啓発・教育	国民や医療従事者への普及啓発・教育・研修を推進し、 <u>薬剤耐性に関する知識や理解を深める</u>
2	動向調査・監視	<u>薬剤耐性の実態や抗微生物剤の使用量を継続的に監視し、薬剤耐性の変化や拡大の予兆を適確に把握</u>
3	感染予防・管理	<u>適切な感染予防・管理の実践により、薬剤耐性微生物の拡大を阻止</u>
4	抗微生物剤の適正使用	医療、畜水産等の分野における抗微生物剤の適正な使用を推進
5	研究開発・創薬	薬剤耐性の研究や、 <u>薬剤耐性微生物に対する予防・診断・治療手段を確保するための研究開発を推進</u>
6	国際協力	<u>国際的視野で多分野と協働し、薬剤耐性対策を推進</u>

普及啓発・教育

【領域横断分野】

- ・ 薬剤耐性対策推進月間(毎年11月)の設定
- ・ ロゴマークの策定



薬剤耐性 (AMR)対策
ロゴマーク

【医療・介護分野】(厚生労働省)

- ・ 入院・外来患者向けのポスターの作成
- ・ キャラクターを起用したリーフレットやクリアファイル等の作成、配布
- ・ 医療機関向けのセミナーや研修プログラムの提供

【畜水産・獣医療分野】(農林水産省)

- ・ 抗菌剤の慎重使用の推進についてSNSでの積極的な広報の実施
- ・ 愛玩動物の飼い主や消費者向けのイベントでのリーフレット等の配付
- ・ 家畜防疫員や魚類防疫員への研修や講義の実施



11月は薬剤耐性 (AMR) 対策推進月間です。
内閣官房内閣感染症危機管理統括庁

普及啓発ポスターの
作成(統括庁)

動向調査・監視

【領域横断分野】(厚生労働省、内閣府、農林水産省、環境省)

- ・ ヒト医療分野、動物医療分野、環境分野の専門家から構成される「薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会」を開催し、年次報告書を作成
- ・ ワンヘルスに関わるAMR、抗微生物薬使用量 (AMU)、感染症、予防接種、環境情報を集約した薬剤耐性 (AMR) ワンヘルスプラットフォーム (WEB) のデータを更新

【畜水産・獣医療分野】(農林水産省)

- ・ 家畜、養殖水産動物及び愛がん動物のAMRに関する全国的な動向調査・監視の実施



薬剤耐性（AMR）対策推進月間の実施について（令和6年度）



【主な関係省庁が実施する取組例】

省庁名	内容
内閣感染症危機管理統括庁	・主に大学生を対象にした普及啓発イベントを開催（11月2日（土））【場所：東京薬科大学】
	・普及啓発動画やをホームページで公開中
	・普及啓発パンフレットをホームページで公開し、イベント参加者にも配布
	・X（旧Twitter）、Facebookで推進月間について周知
厚生労働省	・AMRに関する記事やwebゲーム等を掲載したキャンペーンサイトを公開
	・一般及び医療関係者向けのAMR対策推進動画をホームページで公開
	・人気アニメのキャラクターを起用したポスター、リーフレットを作成。全国の調剤薬局や病院等で配布
	・X（旧Twitter）、Facebookで推進月間について周知
農林水産省	・生産者、獣医師、ペット飼育者などを対象とした全7回のミニセミナーをweb開催（11月15日～12月9日）
	・X（旧Twitter）、Facebookで推進月間について周知

【主な賛同団体が実施する取組例】

団体名	内容
公益社団法人日本医師会	啓発資料の配布や地域医師会による研修会
公益社団法人日本薬剤師会	抗菌薬の適正使用に係る住民に向けた啓発や、日本薬剤師会生涯学習支援システムにおいて「薬剤耐性（AMR）を抑制するためのe-ラーニング資料」の作成・提供
公益社団法人日本獣医師会	一般市民向け「2024動物感謝デーin Japan」（9月21日（土））を開催【場所：駒沢オリンピック公園】

※賛同団体数・・・【医療・介護分野】 12団体、【畜水産・獣医療分野】 32団体

令和6年度薬剤耐性（AMR）対策普及啓発イベント



【日時】 2024年11月2日（土） 13：00～14：00

【場所】 東京薬科大学（東京都八王子市堀之内1432-1）

【対象】 同日開催される学園祭の来場者（大学生、中高生、近隣住民）60名程度が来場

【テーマ】 未来への課題、「薬剤耐性」～いま、できることはなんだろう～

【出演】 専門医・・・大曲貴夫先生（国立国際医療研究センター病院AMR臨床リファレンスセンター）

ゲスト・・・村上愛花さん（ファッションモデル・俳優）

MC　・・・関本なこさん（ナレーター・MC・司会）



感染予防・管理

【医療・介護分野】(厚生労働省)

- ・ 感染予防・管理(IPC)及び抗微生物薬適正使用(AMS)に関する調査を実施

【畜水産・獣医療分野】(農林水産省)

- ・ 抗菌剤に頼らない生産体制を推進するため、体外診断薬及び試薬の開発・実用化を支援するとともに、飼養衛生管理基準の順守の徹底を図るため、各畜種の飼養衛生管理基準ガイドブックの周知・普及を実施

【食品分野】(厚生労働省)

- ・ 食品衛生法の改正に伴い、食品の製造・加工、調理、販売等を行う全ての食品等事業者を対象としたHACCPに沿った衛生管理が令和3年6月1日より本格施行されたことに伴い、小規模事業者が円滑にHACCPに取り組めるよう、手引書の作成支援を実施

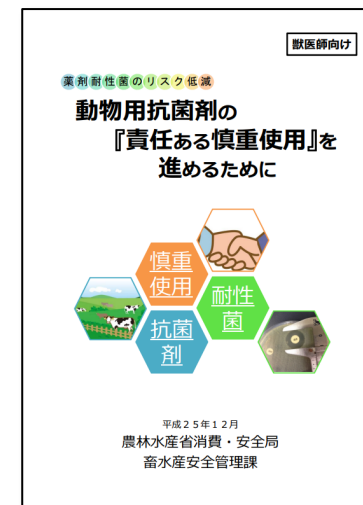
抗微生物剤の適正使用

【医療・介護分野】(厚生労働省)

- ・ 「抗微生物薬適正使用の手引き」を作成し、配布

【畜水産・獣医療分野】(農林水産省)

- ・ 動物用抗菌性物質の慎重使用のためのリーフレット等の資材の配布
- ・ 「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針」の一部改正に向けた審議



研究開発・創薬

【医療・介護分野】

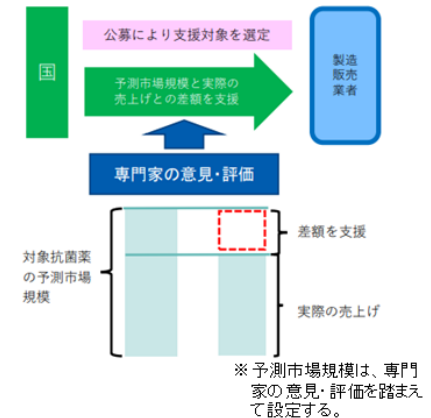
- ・企業が国の薬剤耐性対策(販売量の適正水準維持)に協力することで生じる減収に対して、一定額を国が支援すると同時に、抗菌薬の開発を促す仕組みとして、抗菌薬確保支援事業を実施(厚生労働省)
- ・「新興・再興感染症研究基盤創生事業」において、タイ、インド、ガーナ等の各海外拠点を活用した、薬剤耐性菌株に関する調査研究を実施(文部科学省、内閣府)

【畜水産・獣医療分野】(農林水産省)

- ・動物用医薬品の承認申請資料の調和に関する国際協力(VICH)の枠組による、抗菌剤を含む動物用医薬品の承認に必要な試験のガイドライン策定・改訂の議論に参画
- ・抗菌剤に頼らない生産体制を推進するため、薬剤感受性ディスクの実用化に必要な試験等の開発を支援

抗菌薬確保支援事業

○我が国においても、抗菌薬による治療環境を維持しつつ、国際保健に関する国際的な議論で主導的な役割を果たすため、市場インセンティブの事業(企業が国の薬剤耐性対策(販売量の適正水準維持)に協力することで生じる減収に対して、一定額の収入を国が支援すると同時に、抗菌薬の開発を促す仕組み)を実施する。



抗菌薬確保支援事業
(厚生労働省)

国際協力

- ・AMRワンヘルス東京会議を開催し、アジア・大洋州諸国の有識者らとAMR対策や研究動向について情報共有し、取り組むべき優先課題について意見交換を実施(厚生労働省)
- ・国連総会ハイレベル会合やG7会合での議論に参加(関係各省)
- ・国際協力機構(JICA)技術協力プロジェクト等を活用し、国際協力事業を展開(外務省)

- ① 内閣感染症危機管理統括庁の組織と役割
- ② 新型インフルエンザ等対策政府行動計画
- ③ 薬剤耐性（AMR）対策
- ④ **国際的に脅威となる感染症対策の強化**

国際的に脅威となる感染症対策の強化の
ための国際連携等に関する基本戦略

令和5年4月7日

国際的に脅威となる感染症対策の強化のための
国際連携等関係閣僚会議

策定の経緯と位置づけ

- 令和5年4月7日「国際的に脅威となる感染症対策のための国際連携等関係閣僚会議」の決定文書
- 2012（平成24）年以降アラビア半島等で発生している中東呼吸器症候群（MERS）や2014（平成26）年に西アフリカで感染が拡大したエボラ出血熱、薬剤耐性（AMR）微生物による感染症といった、国際的に脅威となる感染症に対する国内外の連携を強化し、我が国の感染症対応の強化を目的としている。

基本的な考え方

- 感染症対策について、各国が積極的に貢献し国際社会の一員としての役割を果たすことが、国境を越えて拡大する感染症に立ち向かう国際社会の利益となるのみならず、自国における感染症との戦いを有利にするものである。
- 基本戦略においては、先進諸国との連携、開発途上国への国際協力等を通じて国際社会へ貢献するための施策を盛り込んでいる。これらの施策は、国内対策との連携を図りながら関係省庁が一体的に取り組むことで、我が国の感染症対応の強化につながるものである。
- 基本戦略は、「グローバルヘルス戦略」、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」、「新型インフルエンザ等政府行動計画」、「アジア健康構想に向けた基本方針」、「アフリカ健康構想に向けた基本方針」等の関係する政府方針等とも相互に連携を図り、一体的に推進していく。

主な取組みの例

1. グローバルヘルス・アーキテクチャーの構築を通じたPPRの強化、UHC推進への貢献等

(1) グローバルヘルス・アーキテクチャー構築への貢献

- ・ G7やG20等での議論といったPPR強化のための国際的な議論への参画
- ・ 国際保健規則（IHR）の改正等に向けたWHOでの議論への参加
- ・ 国内外の感染症インテリジェンス機能の集約体制強化に関する研究の実施

(2) ユニバーサルヘルスカバレッジ（UHC）の取組の推進

- ・ 世界におけるUHC達成に向けた国際的な議論を主導
- ・ 国際的なネットワークを形成し、国際保健人材の育成や医薬品等の開発促進を加速化
- ・ 国際会議やG7、G20、WHOなどの国際機関等や二国間支援の取組の有機的な連携を通じた取組
- ・ 国立健康危機管理研究機構（JIHS）の創設と、WHOや各国CDC等の国際機関との協力関係構築

(3) 国際機関や官民連携基金等を通じた取組

- ・ WHO任意拠出金、世界銀行、グローバルファンド等の国際機関や官民連携基金等への適切な拠出
- ・ 国際通貨基金（IMF）理事会等で当該基金を活用した公衆衛生上の危機に備えるための議論に参加
- ・ GHIT Fundを通じた官民連携による顧みられない熱帯病（NTDs）、結核、マラリア等の医薬品研究開発の促進及び拡大

(4) 二国間協力などの推進・活用

- ・ 開発途上国の自助努力を支援し、自律的発展に向けた協力を行うため、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせ迅速かつ柔軟に運用
- ・ 「感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラム」での海外派遣を通じた人材育成



令和5年G7広島サミットの様子
(出典：首相官邸HP)

主な取組みの例

2. 感染症等対応人材の充実、人的支援による国際貢献等

(1) 感染症等対応人材の育成・キャリアパス支援

- ・ 国際緊急援助隊・感染症対策チーム及び厚生労働省等における国際保健人材の育成・派遣体制の整備に向けた、派遣要員登録者への研修の実施
- ・ 実地疫学専門家養成コース（FETP-J）による海外派遣の実施等による、海外における実務研修や研究
- ・ 国際機関等での活躍を期待できる、幅広い分野の国際保健人材を支援するためのキャリアパス形成

(2) 国際緊急援助隊・感染症対策チームの取組等の推進

- ・ 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備及び効果的な派遣に向けて、感染症対策チーム支援委員会及び作業部会等における派遣の在り方の検討を通じた派遣体制の整備、活動支援

(3) WHO等国際機関との連携

- ・ WHOを通じた情報収集・共有のほか、WHOにおける感染症対策事業への支援の推進を通じて、適時適切な人材の派遣が行えるようWHOとの連携を図る

(4) 自衛隊における感染症対応能力向上のための体制の整備

- ・ 防衛医科大学校において、国家の緊急事態にも対応し得る感染症対応の専門的知見を有する優れた自衛官・看護官を養成するため、感染症に関する教育研修を実施

(5) 在外邦人の安全確保

- ・ 海外で発生している感染症に関して、外務省の海外安全ホームページでの情報提供・注意喚起を実施
- ・ 在外公館において、管轄区域内での感染症発生情報等を収集し、本省や在外邦人への情報提供を実施

主な取組みの例

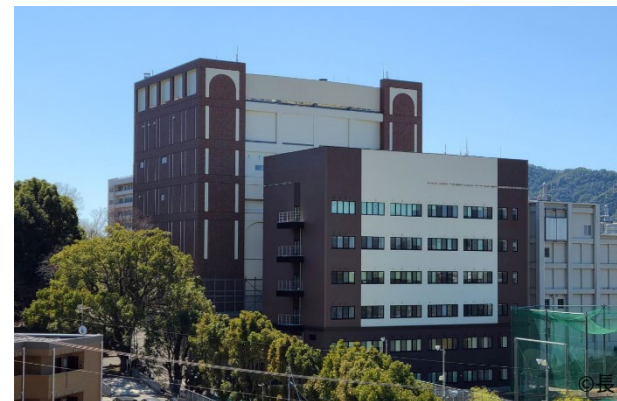
3. 感染症に関する検査、情報収集・分析、研究等の推進

(1) 感染症に対する検査体制等の強化

- ・ 一類感染症の発生のリスクが以前より増加することから、診断・治療等に係る業務においてより実践的な運用を可能とするBSL4施設の対応機能と基盤の維持に向け必要な取組を実施
- ・ 地方衛生研究所等における平時からの検査体制整備の推進
- ・ 国内で感染症が確認され、感染が急速に拡大した場合に必要な検査能力・体制の拡充

(2) 感染症に関する情報収集・分析、研究体制の強化

- ・ 国立健康危機管理研究機構（JIHS）における、国内外の多施設共同治験等のネットワーク構築の推進
- ・ WHO等の国際機関、米国CDC、国内外のメディア等からの必要な情報をJIHSに一元的に集約・管理し、その情報を迅速かつ適確に分析・評価する体制の整備
- ・ 長崎大学に建設したBSL4施設の安全・安定的な管理運営に必要な支援の実施
- ・ BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成に必要な支援の実施
- ・ 感染性病原体、培養細胞、実験動物を用いた手技に習熟した実践的な人材の育成
- ・ AMEDに先進的研究開発戦略センター（SCARDA）を設置し、ワクチン及び新規モダリティに関する研究開発を支援
- ・ 薬剤耐性菌バンクについて、ヒト由来株、家畜・愛玩動物由来株、環境由来株、食品由来株及びそれらの遺伝情報を収集し、種々の検査パネルを作成



高度感染症研究センター外観
(出典：長崎大学)

主な取組みの例

4. ワンヘルス・アプローチの推進

(1) 輸入動物を介した感染症の侵入防止対策

- ・ 輸入動物の監視強化のための対象動物・感染症の範囲や措置について点検し、必要な対応を実施
- ・ 人獣共通の感染症について、検疫所職員を対象とした研修を実施

(2) 渡り鳥等の越境等により国内発生する可能性のある感染症への早期対応等

- ・ 高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合、ウイルスの感染範囲等を把握するための対応を実施
- ・ 野生鳥獣に関する感染症について、生物多様性保全の観点から必要なサーベイランスを実施
公衆衛生・家畜衛生にも有用な情報があった場合には、厚生労働省や農林水産省等に情報共有

(3) ワンヘルス・アプローチに関する研究の推進

- ・ 国立感染症研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国立環境研究所の各研究機関等で連携しながら、人獣共通感染症を含めた動物が保有する病原体に関する研究を実施
- ・ 国立感染症研究所が中心となって、研究機関、大学、自治体等の関係機関と連携し、動物由来感染症について包括的に、国内外の発生状況の情報収集、分析・調査研究、人材育成を実施
- ・ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門に令和3年度に設置した人獣共通感染症領域において、動物由来の人獣共通感染症病原体のデータベースを整備
- ・ 国立研究開発法人国立環境研究所を中心として、国内及び東アジアにおける野生動物並びにそれらが保有する病原体の時空間的分布・動態に関するモニタリング情報を収集し、人獣共通感染症への対策に貢献

(4) ワンヘルス・アプローチに関する協力体制構築に向けた取組

- ・ 厚生労働省、農林水産省、環境省の関係省庁が連携して、鳥インフルエンザへの対応や輸入動物に対する規制などを実施
- ・ 分野横断的な連携を推進するほか、自治体とも連携を図り、ワンヘルスの取組を推進

主な取組みの例

5. 薬剤耐性（AMR）対策の推進

（1）薬剤耐性（AMR）対策の推進

- ・ 薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに基づき、政府一体となってAMR対策を推進
- ・ 抗菌薬開発に対する市場インセンティブの導入を含めた、AMR対策に資する研究開発を推進し、AMRに対する国際的な政策の推進を主導
- ・ WHOやG7プロセスにおけるAMRの取組の支援や、国際機関等や国際的イニシアチブによるAMR対策の取組への支援や貢献を行うことで、先進国間における国際連携を強化するとともに国際的な議論を主導



内閣感染症
危機管理統括庁

ご清聴ありがとうございました。
